

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- 1) 有形固定資産(リース資産を除く)・・・旧定額法(平成19年3月31日以前取得の資産)
- 2) 有形固定資産(リース資産を除く)・・・定額法(平成19年4月1日以後取得の資産)
- 3) 無形固定資産(リース資産を除く)・・・定額法
- 4) リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

- 1) 退職給付引当金・・・職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。
- 2) 賞与引当金・・・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額うち当年度に帰属する額を計上している。
- 3) 徴収不能引当金・・・債権の貸倒による損失に備えるため、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。

2. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、東京都社会福祉協議会の退職共済制度を採用している。

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
 - ※当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
 - ※当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
 - ※当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人本部拠点(社会福祉事業)
 - ・「法人本部」
 - イ 障害者支援施設さざなみ学園拠点(社会福祉事業)
 - ・「障害者入所支援施設さざなみ学園」
 - ・「障害者短期入所事業さざなみ学園」
 - ・「障害者生活介護事業さざなみ学園」
 - ウ 障害者共同生活援助事業茗荷寮拠点(社会福祉事業)
 - ・「共同生活援助事業 茗荷寮」
 - エ 特別養護老人ホーム小峰苑拠点(社会福祉事業)
 - ・「特別養護老人ホーム小峰苑」
 - ・「老人短期入所事業小峰苑」
 - ・「デイサービスセンター小峰苑」
 - ・「居宅介護支援事業所小峰苑」
 - オ 特別養護老人ホーム小峰苑ユニット型拠点(社会福祉事業)
 - ・「特別養護老人ホーム小峰苑ユニット型」
 - カ 軽費老人ホームケアハウスなつなし拠点(社会福祉事業)
 - ・「軽費老人ホームケアハウスなつなし」
 - キ 特別養護老人ホーム浅草ほうらい拠点(社会福祉事業)
 - ・「特別養護老人ホーム浅草ほうらい」
 - ・「老人短期入所事業浅草ほうらい」
 - ・「デイサービスセンター浅草ほうらい」
 - ・「認知症対応型デイサービスセンター浅草ほうらい」
 - ・「ほうらい子育てサポートセンター」
 - ・「ほうらい地域包括支援センター」
 - ク 障害者支援施設浅草ほうらい拠点(社会福祉事業)
 - ・「障害者施設入所支援浅草ほうらい」
 - ・「障害者短期入所事業浅草ほうらい」
 - ・「障害者生活介護事業浅草ほうらい」
 - ・「障害者相談支援事業浅草ほうらい」
 - ・「グループホーム柳北ほうらい・グループホームるあな」
 - ・「障害者日中一時支援事業浅草ほうらい」
 - ・「発達障害支援事業ぼると」

- ケ 障害者施設浅草みらいど拠点(社会福祉事業)
 - ・「障害者生活介護事業ユニバース」
 - ・「障害者就労継続B型ルーツ」
 - ・「障害者共同生活援助事業フォレスト」
 - ・「障害者就労継続支援B型おあしす」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	3,424,820,291	0	153,123,266	3,271,697,025
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	3,425,820,291	0	153,123,266	3,272,697,025

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

(1) 担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	3,271,697,025円
計	3,271,697,025円

(2) 担保している債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	631,630,000円
計	631,630,000円

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	6,099,370,318	2,827,673,293	3,271,697,025
建物	79,328,954	51,817,300	27,511,654
構築物	82,440,024	67,772,770	14,667,254
機械及び装置	31,565,298	20,978,362	10,586,936
車輛運搬具	67,156,258	58,850,740	8,305,518
器具及び備品	220,436,356	173,807,770	46,628,586
有形リース資産	47,558,160	33,608,880	13,949,280
合計	6,627,855,368	3,234,509,115	3,393,346,253

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

リース資産の内容は以下のとおりになっている。

- ・エネルギーサービス契約 他6件